

○ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について

1. 条例制定の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うもの

2. 条例制定の概要

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による関係法令の改正に伴い、次の改正を行う。

- (1) 主務大臣の変更に伴い、関係規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- (2) 子ども・子育て支援法の改正に伴う条項の移動等
  - ・第77条 → 第72条
  - ・第19条第2項の削除に伴う改正
- (3) 学校教育法第25条に2項を加えることに伴う改正

3. 施行期日

公布の日から施行する。